

# 風水害時の「警報」及び 火山災害時の「降灰予報」発令時の対応について

1. 横浜市内（神奈川県全域、または神奈川県東部）に風水害時の「警報」及び火山災害時の「降灰予報」発令された場合に休校となります。

「特別警報」・「暴風」・「大雪」・「暴風雪」のいずれかの警報

「降灰予報」の発表

があった場合

午前6時の時点

午前中休校

午前10時の時点で継続されている時

1日休校

午前10時の時点で解除された場合

午後から授業

※ 但し、午後に授業または、学校行事がない場合は1日休校

2. 生徒登校後に警報が発令された場合は、気象状況や学校地域の状況を勘案し、学校長が「授業時間の繰り上げ」等の適切な措置を講じます。

その他

1. 情報は、(PC インターネット)横浜市 HP(<http://www.city.yokohama.jp/>)の「防災」⇒「防災情報」⇒「1. 災害情報 警報・注意報」で確認できます。  
(携帯・PC インターネット)横浜市防災情報 HP(<http://www.bousai-mail.jp/yokohama/>)の「気象特別警報・警報・注意報」⇒ 「現在の注意報・警報へ」でも確認できます。
2. 混乱を避けるため、通常の措置に関する学校への電話での問い合わせはおやめください。ただし、登下校中に事故が生じた場合には、速やかにご連絡ください。
3. 横浜・川崎以外に居住している場合は、居住地域への警報の発表をもって、適用します。

平成29年12月22日改訂